

**地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策
(計画書たたき台)**

第〇章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

- 現在の地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
- 設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
- 計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（平成 27 年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5 歳

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1

■確保の方針

現在、保育所入所希望の保護者・待機児童の保護者からの相談、ニーズに合った保育サービスの情報提供等を行うため、保育所申請窓口には保育所等入所相談支援員を配置し相談にしています。また、利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行ってるところです。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児（6～11歳）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日／年）	994	1,008	1,041	1,061	1,089
【低学年】 量の見込み	740	764	796	812	832
【高学年】 量の見込み	254	244	245	249	257
確保の方策（人日／年）	790	810	810	810	810

■確保の方針

本市では、学童保育所の大規模化への対応、設備の更新を図るため、計画的に建替え工事を実施し、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進してきました。

今後は、引続き学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先とし、高学年児童については、国や都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討します。

なお、確保方策については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する適合状況や利用状況の変化等を把握し、必要に応じ修正を図っていくこととします。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5歳

[単位]延べ利用者数（年間）人／年

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	711	712	705	702	693
確保の方策（人/年）	730	730	730	730	730

■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢]0歳

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	1,045	1,037	1,029	1,018	1,009
確保の方策(人)	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課(保健センター) 委託団体等：母子保健推進員(保健師、助産師有資格者)				

■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票(出生通知票)」に基づき、訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	23	23	23	23	23
確保の方策(人)	23	23	23	23	23
	実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）				

■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を評価し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

児童福祉法第六条の三の規定より

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 0～2 歳

[単位]延べ利用者数（月間）人／回

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人／回）	7, 4 2 6	7, 2 7 0	7, 2 0 8	7, 1 4 4	7, 0 9 2
確保の方策（人／回）	2, 0 1 6	2, 0 1 6	2, 0 1 6	2, 0 1 6	2, 0 1 6
（箇所）	4	4	4	4	4

■確保の方針

現在、児童館4館で子育てひろばとして事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。平成27年度より学童保育所で市の独自事業としてひろば事業を開始する他、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろば等の利用によりニーズに対応していきます。

市内各所にひろばを開設することにより、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備する等、利便性の向上も図っていきます。

(7) 一時預かり事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は0～5歳

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

②幼稚園における在園児対象型以外

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日/年)	26,991	27,033	26,786	26,651	26,311
確保の方策(人日/年)	32,230	32,271	32,313	32,355	33,128
保育園の一時預かり (在園児対象型以外)	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	730

■確保の方針

現在、認可保育所11園、保育室(定期利用保育事業)、定期利用保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備にとともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。受入施設を幅広く捉え検討する他、保護者のニーズ等を見極め事業規模・提供内容の検討もしていく必要があります。

(8) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象年齢] 0～5歳

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日／年）	3, 146	3, 151	3, 122	3, 106	3, 067
確保の方策（人日／年）	1, 524	1, 524	1, 524	2, 229	3, 169
病児保育事業	1, 524	1, 524	1, 524	2, 229	3, 169
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保の方針

現在、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成25年度63人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。今後は定員の合計規模7人程度の事業を新たに実施することを検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業にける病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。

(9) 子育て援助活動支援事業（就学後）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児

量の見込み（低学年）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計（人日／年）	2, 794	2, 821	2, 905	2, 963	3, 049
【低学年】 量の見込み	1, 850	1, 912	1, 991	2, 032	2, 082
【高学年】 量の見込み	944	909	914	931	967
確保の方策（人日／年）	2, 794	2, 821	2, 905	2, 963	3, 049

■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録を働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

(10) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	1, 110	1, 101	1, 093	1, 081	1, 072
確保の方策 (人)	1, 110	1, 110	1, 110	1, 110	1, 110
	実施場所 : 都内契約医療機関 (助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目 : 計 14 回、現在の検査項目を引続き実施				

■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。今後、国から「望ましい基準」が示されることとされていますが、現在実施している検査項目を基本とし、都や他自治体の動向を踏まえ検討をしていきます。